



国民健康保険税の税率を改定します

国民健康保険税の賦課方式については、現在の4方式から2方式を目指し、美里町でも平成31年4月から段階的に税率を改定しています。

令和3年度は第2段階の改定とし、以下のとおり税率を改定しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



【令和3年度からの新税率】

令和3年度の国民健康保険税額は、7月以降に発送する納税通知書でお知らせします。

| | | 医療分 賦課限度額63万円 | | 後期高齢者支援分 賦課限度額19万円 | | 介護納付金分* 賦課限度額17万円 | |
|-----|-----------|------------------|---------|-----------------------|---------|----------------------|---------|
| | | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 |
| 所得割 | 所得に対して | 5.6% | 5.7% | 1.9% | 2.0% | 1.3% | 1.4% |
| 資産割 | 固定資産税に対して | 20.0% | 10.0% | — | — | — | — |
| 均等割 | 加入者1人当たり | 18,000円 | 22,000円 | 9,000円 | 10,000円 | 9,000円 | 10,000円 |
| 平等割 | 1世帯当たり | 12,000円 | 6,000円 | — | — | — | — |

*介護納付金分は、40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

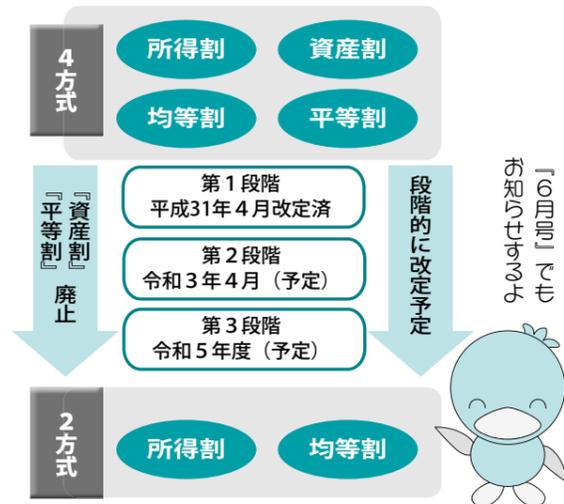
【改定のポイント】

◎賦課方式の変更に向けて

賦課方式を現在の4方式から2方式に段階的に改定していきます。賦課方式を変更することにより、前年と所得などが変わらない世帯でも課税額に増減があると想定されます。

◎町全体の課税額は据え置き

今回の改定は、国民健康保険税における歳入を増やすためではなく、賦課方式の変更に向けての改定です。そのため、町全体の課税額が令和2年度当初と同額程度になるように改定します。



■低所得世帯に対する軽減判定の見直しについて

個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に不利益が生じないように下記のとおり改正します。世帯の所得額が基準に該当する場合は、均等割、平等割の額が軽減されます。

申請する必要はありませんが、所得の申告をしていないと軽減が適用されません。

| 軽減割合 | 前年の世帯総所得金額など(世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の所得の合計額) |
|------|--|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) |
| 5割軽減 | 43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) |
| 2割軽減 | 43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1) |

*特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国民健康保険のかたです。

問合せ＝国民健康保険税について 総務課 税務係 ☎76-5131
資格について 住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

町長コラム 第145号

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が1月8日に発令され、3週間が過ぎました。1月に入ってから、町内でも感染例が増えており、2月7日に解除されるのか心配するところです。

東京都内の感染が確認された人の内、およそ20%は陽性と判明した時点で無症状だったようです。20~30代よりも60代以降の年代で高かったということです。

このことは、若者だけでなく幅広い年代で無症状の感染者がいる可能性があります。無症状でも人にうつるようです。「自分も無症状の感染者かもしれない」という思いで、人にうつさない対策をしていただければと思います。

政府は、2月末ごろから医療従事者を手始めにワクチンの接種を始めたいとしています。町でも郡市医師会のご協力をいただき、接種の準備を進めています。

今後、接種の方法や場所、予約方法などが決まりましたら、広報紙や個別通知でお知らせできると思います。

もちろん接種は、インフルエンザワクチン同

緊急事態宣言発令中

様に任意です。副作用も心配されるかたもおられると思いますが、総理大臣も接種の順番が回ってきたら接種したいと言っています。私も率先して接種いたします。

最近の報道では、「自宅療養している感染者が増えており、急変して亡くなるかたがいる」「医療機関が逼迫している」「保健所の対応が追いつかない」などが連日報道されています。皆様には、感染対策を徹底し、会食や喫煙は無言で、会話するときには必ずマスクをしてください。

また、長期間の外出自粛により運動不足のかたが増えています。特に高齢のかたは、心と体の不健康状態にならないよう、寒くない時間帯のウォーキングや体操を心がけてください。

さらに、感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為が問題となっています。あなたが無症状の感染者かもしれません。このような行為は絶対に止めましょう。

明日への希望を持ち、この災害ともいえる危機を乗り越えましょう。

税務署



税務署からのお知らせ

問 本庄税務署 ☎22-2111

確定申告会場への来場を検討されているかたへ

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。申告のご相談は、自宅から電話やチャットボットでも可能です。e-Taxでわからないことがある場合にも電話でお尋ねいただけます。ぜひチャレンジしてください。

【確定申告などに関するお問合せ】 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

【e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ】 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】 月～金曜日(祝日を除く)、2月21日(日)・28日(日)、3月7日(日)・14日(日)

午前9時～午後8時 ※3月16日(火)以降は、午後5時までとなります。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■会場 本庄税務署

■期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土日・祝日を除く)

■時間 相談受付：午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)
相談開始：午前9時から

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告のかたの申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けます。

確定申告会場内の混雑緩和を図るため入場整理券を配布します

申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。